



【2023年度・現業評議会】
第3回全国幹事会
議案

2023年5月13日 WEB会議

目 次

1. 【経過報告】現業労働者の取り組み	1
2. 【第1号議案】2024－2025運動方針案骨子	13
3. 【第2号議案】現業労働者の取り組み（当面の闘争方針）（案）	20
4. 【第3号議案】当面の日程について	22
5. その他	23
資料	25

【経過報告】現業労働者の取り組み

1. 諸会議

(1) 2023年度三役・常任幹事会

① 第4回三役・常任幹事会

2月24日、対面（福島・コラッセふくしま）とウェブの併用で開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議題>

- ア 2023現業・公企統一闘争評議会オルグ報告について
- イ 2023現業・公企統一闘争 総務省・議員要請の内容について
- ウ 第1回担い手育成連続講座について
- エ 一般現業部会の幹事選出について
- オ 現業・公企統一闘争の推進について（住民アピール行動）
- カ 第4回現業政策集会について
- キ 評議会ニュースについて
- ク 当面の日程・その他

② 第5回三役・常任幹事会

3月13日、書面の確認により以下の事項について協議・確認した。

<議題>

- ア 当面の闘争方針について

③ 第6回三役・常任幹事会

4月14日、対面で開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議題>

- ア 総務省要請について
- イ 議員要請行動について
- ウ 第3回全国幹事会、2023現業・公企統一闘争決起集会について
- エ 第2回担い手育成連続講座について
- オ 当面の日程・その他

(2) 部会幹事会

① 第3回学校給食部会幹事会

12月19日、ウェブで開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

- ア 給食フェアについて
- イ その他

② 部会幹事会

各部会を以下の日程で開催し、以下の事項について協議・確認した。

<日程・場所>

- ア 第2回清掃部会幹事会 1月27～28日 対面（京都・キャンパスプラザ）とウェブの併用
- イ 第2回県職現業部会幹事会 2月5～6日 対面（東京・自治労会館）とウェブの併用
- ウ 第4回学校給食部会幹事会 2月10～11日 対面（沖縄・青年会館）とウェブの併用
- エ 第2回学校用務員部会幹事会 2月19～20日 対面（東京・自治労会館）とウェブの併用
- オ 第2回一般現業部会幹事会 3月3～4日 対面（兵庫・ひょうご共済会館）とウェブの併用

<議 題>

- ア この間の取り組み報告について
- イ 2022現業・公企統一闘争総括および2023現業・公企統一闘争の推進について
- ウ 2023年度第二次政府予算要請行動について
- エ 各地連報告について
- オ 2024年度第一次政府予算要請行動について
- カ 2024-2025年度 学校用務員部会運動方針について
- キ 第4回現業政策集会について
- ク 学校用務員 避難所開設防災マニュアルの策定について
- ケ 当面の日程・その他
- コ その他

③ 第3回学校用務員部会幹事会

3月6日、ウェブで開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

- ア 幹事の交代について
- イ 第4回現業政策集会について
- ウ 当面の日程

④ 部会幹事会

各部会を以下の日程でウェブ開催し、以下の事項について協議・確認した。

<日 程>

- ア 第4回学校用務員部会幹事会 4月24日
- イ 第3回県職現業部会幹事会 4月25日
- ウ 第5回学校給食部会幹事会 4月26日
- エ 第3回一般現業部会幹事会 4月27日
- オ 第3回清掃部会幹事会 5月9日

<議 題>

- ア 2024年度第一次政府予算要請行動について
- イ 2024-2025年度 学校用務員部会運動方針について

ウ 第4回現業政策集会について

(3) 政策集会運営委員会

① 第1回政策集会運営委員会

1月29日、対面（東京・自治労会館）とウェブの併用で開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議題>

- ア 政策集会運営委員の体制等確認
- イ 政策集会分科会の内容
- ウ 今後の運営委員会開催予定
- エ 集会当日の運営委員の集合時間
- オ 現地実行委員会の立ち上げ
- カ 現業フェアについて

(4) 会計年度任用職員等組織化推進委員会

3月12日、対面（東京・自治労会館）とウェブの併用で開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議題>

- ア 「現業・会計年度任用職員等組織化推進委員会」オルグ実施について
- イ オルグ報告を踏まえた事例集作成について
- ウ その他

2. 2023現業・公企統一闘争

(1) 2023現業・公企統一闘争本部会議

① 第10回2022現業・公企統一闘争本部会議／第1回2023現業・公企統一闘争本部会議

12月16日、以下の事項について協議・確認した。

<議題>

- ア 2022現業・公企統一闘争総括（案）
- イ 2023現業・公企統一闘争の推進（案）
- ウ 2023現業・公企統一闘争の重点課題に対する獲得指標（案）および基本要素モデル（案）
- エ 議論の日程
- オ 次回の日程

② 第2回2023現業・公企統一闘争本部会議

書面の確認により以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

ア 2023現業・公企統一闘争オルグの実施について

③ 第3回2023現業・公企統一闘争本部会議

書面の確認により以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

ア 2023現業・公企統一闘争（第1次闘争）の推進について

3. 諸集会・セミナー

(1) 第1回担い手育成連続講座

2月25～26日、福島・蓬人館、双葉町産業交流センターほかで上記講座を開催し、25県本部40人が参加した。

山積する現業職場の課題解決にむけ、現業運動を継続していくことが必要不可欠であり、運動を継承していくためには、次代の担い手育成が喫緊の課題となっている。担い手育成の取り組みをより一層進めていくため、県本部・単組実情に応じた取り組みが求められていることを踏まえ、各地連より次代の担い手となる組合員を選出の上、年3回の連続講座と現業政策集会に参加し、現業評議会の取り組みを学び、現地で体感する講座を開催する。

<内 容>

ア 福島駅～浜通りの帰宅困難区域等のバス車窓からの視察

イ 講座開催の目的

ウ 講座①「自治労ってなんなん？」

エ 講座②「権利を活用した取り組みの推進を～現業・公企統一闘争の推進～」

オ グループワーク「現場課題の解決にむけ～要求書を作成しよう～」

カ グループワークで作成した要求書に基づいた模擬団体交渉

キ 富岡町～浪江町のバス車窓からの視察と状況説明

ク 講座③「東日本大震災・福島第一原発事故における自治労復興支援、自治労福島県本部の取り組み」

ケ 東日本大震災・原子力災害伝承館施設見学

コ 震災遺構請戸小学校のバス車窓からの視察と状況説明

サ まとめ

4. 省庁交渉

(1) 総務省交渉

自治労は、2023現業・公企統一闘争の一環として4月14日に総務省交渉を実施した。

自治労からは現業評議会小迫議長、吉村事務局長、副議長・常任幹事と、八巻労働条件局長が出席し、総務省からは、長田自治行政局公務員部公務員課課長補佐ほかが対応した。

交渉概要は次の通り。

① 要請項目1 回答の概要

【総務省の回答概要】

- 地方公共団体においては、行政の合理化、能率化をはかるとともに、行政課題に的確に対応できるよう、地域の実情を踏まえつつ、技能労務職員を含め、適正な人員配置に取り組むことが重要と考えている。
- また、2023年度地方財政計画においては、地方公共団体の一般職員の職員数が増加している実態などを勘案した上で、職員数全体で2,618人の増としており、今後とも、必要な対応を行って参りたい。

以上の回答を受け、さらに以下の意見交換が行われた。

【自治労】

依然として総務省からの助言により採用ができないと主張する自治体があることから、技能労務職の採用については各自治体の判断に一任するという趣旨で良いか再度確認したい。

また、「人員管理の適正化」として、自治体に対しどのようなことを具体的に求めているのか。各自治体の採用状況を調査した際に、総務省が、技能労務職員の採用に対して行き過ぎた指摘を行っているのではないかと。

【総務省】

行政の合理化・能率化をはかった上で、地域の実情や変化する行政課題に的確に対応するために、どのように業務を執行し、それに必要な人員管理を行うかは各地方公共団体の判断に任せている。

2022年度から採用者数が増加していた場合等は、理由を確認することもあるが、行き過ぎた指摘の有無については把握していない。

【自治労】

自治体では多くの会計年度任用職員が働いており、地方公共サービスを支える重要な担い手となっている。総務省は、多様な雇用形態の労働者の活用を推奨しているが、社会全体の労働者不足の中、会計年度任用職員の確保も難しく、現場は深刻な人員不足に陥っている。さらに、会計年度任用職員が正規職員と同等の業務を行っている例も多く、質の高い公共サービスを提供していくために、人員確保に繋がる正規職員の採用の促進を行うよう助言をしていただきたい。

あわせて、このような状況であっても、公共サービスの質の低下に繋がらないよう現場が日々奮闘しているということを理解いただきたい。

② 要請項目 2 回答の概要

【総務省の回答概要】

- 技能労務職員等の給与については、一般行政職と異なり、人事委員会勧告の対象とはならず、労使交渉を経て労働協約を締結することができるが、その決定にあたっては、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与等を考慮して定めることが法律上求められている。
- また、過去には、技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従事者に比べ高額となっているのではないかと国民等の厳しい批判があったところ。
- 各地方公共団体においては、給与に関する情報の開示を進めながら、住民の理解と納得が得られる適正な給与とすることが重要と考えている。
- このため、総務省としても、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではないが、「給与情報等公表システム」において、賃金センサスを用いた民間給与との比較をお願いしているところである。
- 会計年度任用職員制度の導入に伴い新たに必要となる期末手当などの経費については、2021年度地方財政計画において、制度の平年度化による経費の増分を加え、2,402億円を計上し、制度を円滑に運用できるよう必要な財源を確保している。

- 今後も、各地方公共団体が会計年度任用職員制度を適正かつ円滑に運用できるよう、総務省としても適切に対応して参りたい。

以上の回答を受け、さらに以下の意見交換が行われた。

【自治労】

例えば、賃金センサスでは、学校用務員が、その他に分類されない民間の運搬、清掃、包装の職種と比較されているが、業務内容が著しく異なっている。また、平均賃金の算出では、公務員は正規職員のみ、一方で、民間は正規職員だけではなくアルバイト、パート、日雇い等含めており、異なる雇用形態での賃金を比較対象として用いている。どうしても賃金センサスを用いた民間比較が必要であるならば、比較対象として業務内容や雇用形態等が矛盾しない必要がある。国のデータは、地方公共団体の技能労務職員の賃金が、民間の同職種より高額であるということを恣意的にさし示すデータにしかなっていないことを強く申し上げる。少なくとも、地方公務員として賃金を算出する際は、会計年度任用職員も対象とすべきと考える。

【総務省】

比較対象として完全に一致しているものではないことは、公表の様式に注記している。恣意的に行っているものではなく、公務員の賃金が税金を原資としていることを前提に、現在できる範囲で、国民・住民の理解と納得を得られる説明資料として情報を出している。

【自治労】

地方公共団体の技能労務職員の給与が、最低賃金を下回る状況が散見されていることから、そのようなことが決してないよう技術的助言を行っていただきたい。

常勤職員の賃金水準と比較して、60歳を超える常勤職員は7割、再任用職員は5.5～6割で同一労働を行っている。さらに、会計年度任用職員の勤勉手当が支給されると、60歳を超える常勤職員・再雇用職員はそれより低い賃金水準となる可能性がある。会計年度任用職員の適正な賃金を確保した上で、再任用職員の賃金水準を引き上げる対応が必要と考える。

③ 要請項目3 回答の概要

【総務省の回答概要】

- 地方自治体の業務の民間委託については、地方自治体が、質の高い公共サービスを効果的・効率的に提供するための手法の1つと考えており、これまで総務省としては、情報提供や技術的助言を行ってきたところであるが、民間委託の導入の可否については、地方自治体が、地域の実情に応じて、自主的に判断すべきものと考えている。
- また、民間委託を行った場合であっても、委託した業務についての責任は、行政に帰属するものであり、地方自治体においても適切に業務の執行管理をしていただく必要があると考えている。感染症拡大や災害発生時においても、委託した業務についての責任は、引き続き行政に帰属することを前提に、委託先民間事業者との役割の明確化等、リスク分担について自治体と委託先民間事業者との合意により決定した契約上の取り扱いに基づき適切に対応していただく必要がある。
- 総務省として、地方自治体に対しては、民間委託に取り組むにあたって、行政としての責任を果たしうよう、適切に評価・管理を行うことができる措置を講じるよう助言通知してきたところ。
- 引き続き、これらの助言の趣旨が徹底されるよう助言して参りたい。

以上の回答を受け、さらに以下の意見交換が行われた。

【自治労】

労働人口の減少に伴い民間委託会社の人件費が上昇し、委託費も高騰していることから、民間委託が1つの手法として適正であるといい難い状況となっている。変化する社会状況を踏まえ、民間委託が地方行政改革の有効的な手段になりえていないことを理解していただきたい。

【総務省】

民間委託の導入については地方公共団体が自主的に判断している。また、委託業者の労働関係法令の遵守や雇用労働環境の適切な配慮についても通知・助言を行っている。

【自治労】

適切な評価・管理をできる体制を取った上で民間委託を行うことを通知しているとの回答であるが、総務省は、各自治体が適切な管理・評価できているか調査を行ったことがあるのか。

【総務省】

行革の見える化調査の中で、指定管理を含めた見える化について毎年調査を行っている。指定管理については、さらに詳細にリスク分担や評価そのものの実施を確認し、その内容をヒアリングの機会でも掘り下げている。

【自治労】

適正な民間委託業者の評価・管理は地方公共団体の義務であるが、現場は即時対応を求められることが多く、偽装請負が発生しうる状況がある中で、その有無まで把握できない。

地方公共団体が、業務・労務管理が不要となるという理由を優先し、十分な検証を行わないまま民間委託を行う例もあるというのが実態である。総務省は、通知の通りの業務委託の適正な評価・管理、守秘義務や情報の管理が徹底できているか、そして、費用対効果を含めた現状把握を行った上で、民間委託が効率的な行政サービス運営のために有効なツールとなり得ているか検証すべきである。

④ 要請項目 4 回答の概要

【総務省の回答概要】

- 定年引き上げにかかる地方公務員の給与・勤務条件については、地方公務員法の趣旨に沿って、各地方公共団体の議会において条例で定められるものであるが、その内容に関し、地方公共団体の当局と職員団体が協議を行う場合にあっては、地域の実情を踏まえ、真摯な協議が行われるものと考えている。
- 総務省としては、国民・住民の理解と納得が得られる適正な内容とすべきものとの考えに立ち、必要な助言を行って参りたい。
- 総務省では、これまで、各地方公共団体において、2023年4月1日の施行にむけて必要な準備行為が計画的に実施されるよう、運用通知等の発出、質疑応答集の拡充、条例例の提供等を行ってきたが、引き続き、必要に応じて助言等を行って参りたい。

以上の回答を受け、さらに以下の意見交換が行われた。

【自治労】

定年引き上げにより雇用形態が多様化しているが、とくに現業職場では、業務の性質上、雇用形態に応じた業務の明確化が難しい。また、暫定再任用はフルタイムが原則であるが、現場では、多くの職員がパートタイムとして働いている実態がある。職務給の原則に基づき、このような状況が大きな課題となっていることを把握していただきたい。

【総務省】

60歳以降働き続けるために、定年延長、定年前再任用、会計年度任用職員などさまざまな雇用形態とそれに対する制度がある。国は、各制度主旨に則り適切な賃金運用を行うよう助言を行っており、それを踏まえて地方公共団体が業務内容を設定していると考えている。

最後に、小迫議長が、合理化により現業職員は減少し、地域公共サービスを守ることが難しい状況となっているが、地方公共団体と民間企業が協力して住民生活の礎となっていけるように、今後の政策を一緒に考えていきたいと述べ交渉を終了した。

2023年4月14日

総務大臣
松本剛明様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 川本 淳

要 請 書

地方分権の推進と地方自治の確立にむけた貴職の日ごろからのご尽力に敬意を表します。

我が国は、超少子・高齢化が進み、住民ニーズが多様化する中、地域実情に応じた安定的な公共サービスの提供がこれまで以上に求められています。地域住民が安全で安心な生活をおくる上で、地方自治体における地域公共サービスの提供体制の構築は非常に重要です。

あわせて、頻発する自然災害では、行き過ぎた人員・財政削減により、多くの自治体で避難所運営や災害ごみの収集・撤去、さらに社会インフラにおける応急修繕などの多くの課題が生じ、改めて公共サービスの重要性と必要性が明確になりました。

そのような中、自治体では災害発生時の対応などに限らず、現業職員が地域事情に応じてさまざまな役割を担いながら、地域住民に欠かすことのできない地域公共サービスを提供しています。

現業職員の労働条件の改善をはかり、安心して職務に専念できる職場環境を整備することは、自治体における公共サービスを充実する上で不可欠です。

つきましては、下記の要請事項に対し積極的に対応するよう要請いたします。

記

1. 少子・高齢化が加速し、住民ニーズの多様化が進む中、感染症の感染拡大や頻発する自然災害の対応など、これまで以上に安定的な公共サービスの提供が求められている。そのため、現業職員の果たす役割の重要性が増す一方、地域実情に応じた公共サービスの提供に必要な人員配置ができていない自治体も存在していることから、必要な体制の維持、拡充にむけ、現業職場の新規採用については、自治体の判断を尊重すること。あわせて確実な人員確保のため、必要な財政措置を講じること。
2. 国は、賃金構造基本統計調査（賃金センサス）において、民間労働者と自治体現業職員の業務内容や職責、職員の平均年齢、職務経験年数など単純に比較することができない要素が複雑に混在する中で、賃金の比較を行っている。結果として、自治体現業職員の賃金を恣意的に高額に見せるための不適切なデータとなっていることから、各自治体に賃金センサスの活用を行わせないこと。また、民間給与との単純比較に基づく給与抑制に対する助言を行わないこと。

あわせて、自治体現業職場で働く会計年度任用職員は、業務を遂行する上で、欠かすことのできない職員であることから、賃金・勤務労働条件など、あらゆる処遇改善にむけ、さらなる財政措置を講じること。

3. これまで総務省は、簡素で効率的な行政を実現する手法として、コスト論を優先にあらゆる分野において民間委託等を推し進めてきた。しかし、十分な費用対効果が得られず、業務によっては、偽装請負ともいえる実態があることから、各自治体に対し、住民サービスの質に直結する自治体現業職場における民間委託推進を慎むこと。

あわせて、多くの自治体では、民間委託を行った結果、感染症拡大や災害発生時の免責事項により住民の命とくらしを守るための緊急的な対応に問題が生じている事例もあることから、民間委託導入後の公共サービスの水準や財政的効果など現状の分析・検証を十分に行うこと。

4. 2023年4月から導入された定年引き上げ制度について、65歳まで安全で働き続けられる職場環境の整備や職種における実態を踏まえた制度運用となるよう、自治体労使の合意、決定を尊重すること。また、制度導入後に明らかになった課題解決にむけ、必要に応じて自治体の取り組み事例を周知するなどの支援を行うこと。

以 上

5. 審議会

(1) 中央環境審議会循環型社会部会

藤森副委員長が委員として第45回（4月11日）に出席し、意見反映を行った。

現業職場から労働災害を一掃するための職場集会 総括

1. 取り組みの経過

- ① 第96回定期大会の当面の闘争方針において、労働災害の撲滅、ならびに労働安全衛生活動の活性化を目的に、2022年12月2日を全国統一行動日として「2022現業職場から労働災害を一掃する職場集会」の実施を全体で確認した。
- ② 本部は、各職種における労安チェックシートや公務災害の認定状況、さらには、集会モデル決議（案）を掲載した参考資料を発信し、取り組みの推進を図ってきた。

2. 各県本部における取り組み状況

【職場集会実施】

当局責任による時間内集会	33単組
当局責任による時間外集会	4単組
労働組合による時間外集会	31単組
労働組合による時間外集会	77単組

職場集会実施単組 158単組

【参加人数】

清掃関係	5125人
学校給食調理員	1333人
学校用務員	525人
保育調理員	451人
自動車運転士	107人
道路・公園関係	632人
試験研究関係	33人
その他	357人

合計人数8563人

3. 取り組みの成果

- (1) 取り組みの集約では、現場状況に合わせて集会、また職場ごとのチェックリストを活用しながら、職場点検の実施、さらに職場集会に参加ができない組合員については、冊子やチェックリストを配布し、労働災害に対する危機意識の啓発に取り組むなどの報告がされた。改めて労働安全衛生の取り組みの必要性・重要性について、周知する契機となった。労働災害の防止にむけては、使用者側（当局）のみならず、私たち労働者側も認識することが重要であり、労働安全衛生委員会の開催や職場の

安全パトロールを実施するなど、当局責任による労働安全衛生体制の確立に繋がることから、労働災害撲滅にむけ、この取り組みを推進していかねばならない。

- (2) 集約結果では、職場集会以外の取り組みとして、災害事例報告や災害防止対策のグループワークの実施、また市長交渉にあわせて、労働災害を一掃するための申し入れを行うなどが報告された。「現業職場から労働災害を一掃するための職場集会」を契機に各現場実態に応じて効果的な取り組みが実践されていることから、引き続き、職場全体の安全衛生に対する意識の向上を図らなければならない。あわせて、現業職場では年末年始において業務が繁忙する職種もあることから、労働安全衛生の取り組みを強化していくことが重要である。

4. 取り組みの課題

この職場集会は、1985年12月に清掃職場において2件の死亡事故が起きたことを契機に取り組みを進めてきた。さらに現業職場では業務内容が死亡災害を含む重大なものになりやすい特性があり、多くの現場で労働災害が発生していたことから、改めてすべての職場における労働災害撲滅の実現にむけ「現業職場から労働災害を一掃するための職場集会」として取り組みを再構築してきた。

しかし今もなお、現業職場では数多くの労働災害が発生し、その発生率は、他の職種と比較して高い水準で推移している。さらに2022年には現業職場で死亡事故が発生していることから、再発防止にむけた検証を実施するなど、労働災害を一掃していくための取り組みを全力で進めていくことが必要である。

そうした中、「現業職場から労働災害を一掃するための職場集会」の取り組み集約では、職場集会実施が157単組（前年度182単組）、集会人数が8563人（前年度8868人）となり、前年度を下回る結果となった。実施が出来なった要因としては、現業職員数が減少し集会を開催することができなかった、勤務時間が一律ではないため、集まることが困難、さらには業務が多忙などの理由が挙げられた。

労働災害を撲滅するためには、職場で働く全ての組合員が日常から安全衛生に対して意識していくことが必要である。そのためには法令に基づいた安全衛生委員会の開催を遵守し、委員会内容を全体で共有化を図り、職場全体でリスクアセスメントを実施していくことが重要であり、このことは労働者側だけでなく、当局と一緒に取り組まなければならない。

取り組みを進めていくにあたり、交渉サイクルの確立はもとより、職場における安全衛生委員会を開催するなど、双方の取り組みを進め、すべての職場で労働災害の一掃にむけた取り組みを強化することが重要である。さらに本年4月から実施された定年引き上げにでは、各職場では高齢期でも職場実態に応じて安全・安心に働き続けられる職場環境の構築が重要である。住民ニーズの変化に伴い、私たちの業務も多様化するため、これまで以上に労働安全衛生の取り組みが重要であることを組織全体で再認識しなけ

ればならない。各職場実態に応じた対策が講じられるよう、労働安全衛生の確立にむけた取り組みが効果的になるよう、集会の開催が目的となることなく、労働安全衛生の意識の向上にむけ、改めて取り組みの内容や時期などを検討していくことが求められる。

【第1号議案】2024—2025年度現業評議会活動方針（案）骨子

【現業評議会の組織強化】

1. 評議会の結成について

現業職場では、様々な合理化に伴い、現業職員の退職不補充や安易な民間委託により、人員が削減され続けています。その結果、単組組織力の低下や役員
の担い手不足などの要因により、評議会の解散などが見受けられます。

現業労働者で結成する評議会が労働二権を有する労組適用であるため、労働基本権が制約された公務労働者の組織において、協約締結権などを含む大きな利点があることを組織全体で認識することが必要です。あわせて現業職場で働く会計年度任用職員についても同様の関係法令が適用されるため、同じ職場で働く仲間として組織化し、取り組むことが重要です。

交渉サイクルの確立にむけては、現業評議会が持つ権利の活用が必要不可欠であることから、現業・非現業一体となった取り組みを進めることにより、組織全体の組織強化に繋げていきます。

2. 評議会の規約・点検の整備

当局側から一方的に協約を破棄、または不履行した場合、労組適用される現業評議会では労働関係調整法に基づく労働委員会の救済申し立てなどの対応が想定されます。その際には、当該の評議会規約が労働組合法に基づく要件を満たすことが必須となり、その要件を満たしていなければ、申し立てが不受理となります。保障されている権利を確実に活用するためにも、労働組合としての要件を満たすため、評議会規約の点検・整備に取り組みます。

3. 協約締結権の確実な行使

労働基本権が制約されている公務労働者において、現業労働者で結成された現業評議会に保障されている労働二権、特に団体交渉権に含まれる協約締結権を活用した取り組みは、交渉サイクルの取り組みを進めていくうえで、極めて重要です。しかし、この間の現業・公企統一闘争の集約結果では、多くの単組が妥結するものの、協約締結には至っていません。その要因の多くは労働組合側から協約締結を求めていないことが集約結果で明らかになっています。

今後の合理化攻撃を未然に防ぐために、全ての単組で労働協約、事前協議協約の締結に取り組むなど、現業労働者が持つ協約締結権を活用した取り組みを進めます。

4. 人員確保

現業職場の最重要課題である人員確保にむけては、通年闘争として展開する現業・公企統一闘争の取り組みを強化していくことが重要です。通年闘争として取り組みを進めて以降、現業職員の新規採用者数については増加傾向となっています。引き続き、闘争の取り組みを強化するとともに、学習会やセミナーなどを通じて、単組の取り組み事例の共有化を図るなど、全ての現業職場で新規採用を勝ち取る取り組みを進めます。

あわせて政府の政策や総務省からの助言が新規採用の抑制に繋がらないよう、総務省や国会対策の取り組みを強化します。そのうえで県本部は総務省の助言を理由に自治体に対し、県市町村課が異なった指導や助言をさせないために要請行動を取り組みます。

5. 学習会やセミナーなどの開催

人権擁護や反戦平和の取り組みをはじめ、組織強化、労働安全衛生など、あらゆる課題について、その時の情勢に応じたテーマを設定した「現業セミナー」を開催し、課題解決にむけ取り組みます。あわせて、現業評議会運動の人材育成について大きな課題であることから、各地連から参加者を要請し、「担い手育成連続講座」を通じて次世代を担う人材育成にむけ、取り組みます。

6. 評議会体制の強化

現業評議会では、各地連から三役常任委員を選出し、議長、事務局長を含め11人体制のもと、取り組みを進めています。今後の取り組みを進めるあたり、機関会議での女性参画の推進、さらに若手組合員の参画が必要不可欠です。そうしたことから、現在の役員体制から新たに女性役員と若手役員として、2人の常任委員を選出するため、次回の総会で規約改正していきます。また、若手役員については「担い手育成連続講座」の参加者を基本に選出することにします。

7. 組織集会の開催

評議会を結成し、労働二権を活用した取り組みを進めていくためには、組織強化は必要不可欠な取り組みであり、同じ職場で働く会計年度任用職員の処遇改善や組織化、さらには政治闘争など組織強化にむけての取り組みは多岐に渡っています。課題の克服にむけ、隔年ごとに「現業組織集会」を開催し、取り組みを強化します。

【質の高い公共サービスの取り組み】

8. 政策集会の開催

少子・高齢化が加速するに伴い、住民ニーズが多様化・複雑化し、これまで以上に地域実情に応じた公共サービスの提供が求められています。そのため、現場で培ってきた技術・技能・経験を活用した政策を立案、実践していくことが重要であり、こうした取り組みを進めていくため、隔年で「現業政策集会」を開催します。

9. 住民アピール行動の取り組み

地域実情に応じた地域公共サービスを提供していくためには現業職員が必要不可欠であり、住民から私たちの業務を理解・支持されることが重要です。現業職員が担っている業務内容や必要性などを広範な住民に周知するため、住民アピール行動の取り組みを進めていきます。取り組むにあたり、アピール行動で活用できる各職種の業務内容をまとめた動画やチラシなどの情宣物の作成をします。

10. 単純労務規定の名称変更

地方公務員法第57条を根拠に公権力の行使をさせず、現場実態を踏まえた政策の企画や立案に関われない単組が見受けられますが、評議会で実施した総務省要請では、「公権力の行使ができないという規定はない」との回答を示しています。今後は私たちの担っている業務は「単純労務」でないことから、名称変更を求めています。

11. 民間委託労働者との連携

現業職場では民間委託が導入されており、民間委託労働者とともに地域公共サービスの提供が行われ、成り立っていることから、民間委託労働者の交流をはじめとした状況共有に努めていきます。

【民間委託の阻止】

12. 骨太方針への対応

この間、政府の施策において、あらゆる分野で「民間活力の活用」の文言が明記され、骨太方針においても例外ではなく、こうした施策は特に現業職場に大きな影響を及ぼしています。そのため、「自治体現場力による質の高い公共サービスを実現する集会」などを通じ、情報共有を図り対策にむけて取り組めます。

13. 省庁・国会対策

民間委託や指定管理者制度の導入について、総務省は「自治体判断」と回答

していますが、その一方で「有効なツール」との考えを示しています。さらに総務省が推し進めてきた民間委託などの政策については、十分な検証が行われていません。労働力不足をはじめ人件費や物価高騰により、民間委託が行政運営にとって「有効なツール」としてなり得えないことを総務省に対し、検証を求めるとともに、安易な民間委託の阻止にむけ、国会対策・省庁対策を強化します。

14. 「トップランナー方式」による影響への対応

トップランナー方式が結果的に現業職員の削減へと自治体を誘導してきましたが、多発する自然災害や感染症の感染拡大等への対応等に際し、改めて現業職員の必要性が再評価されています。こうした状況を踏まえ、地域実情に応じた公共サービスを提供するために必要な体制構築にむけ、基準財政需要額の算定にあたり人件費の充実など、国会対策・省庁対策を強化します。

【賃金改善の取り組み】

15. 省庁・国会対策

現業労働者の賃金は労使合意により決定されるため、総務省による不当な介入をさせないことはもとより、同一または類似職種の国や民間従事者との安易な比較を許さず、業務内容や雇用形態などの違いを明確にするなど、国会対策・省庁対策を強化します。

16. 60歳を超える常勤職員の賃金改善

2023年度から導入された定年引き上げに伴い、60歳を超える常勤職員の賃金については多くの課題が山積しています。単組ではモチベーションを維持し、業務内容に応じた賃金改善にむけ、取り組みます。あわせて、誰もが安全で安心して働き続けられる職場環境の取り組みを強化します。

17. 人事評価制度への対応

定年引き上げの導入に伴い、人事評価結果が活用され、給与・処遇の反映されることは、賃金・勤務労働条件に大きく影響するため、交渉事項として労使合意を前提に、公正・公平な運用の確立にむけ取り組みます。

18. 暫定再任用職員制度などの対応

2年で1歳ごと引き上がる定年引き上げ制度の完全移行までの間は、暫定再任用職員制度などが運用されますが、この間、現業職場における再任用制度では、定年前と同様の業務を担う実態が多く見受けられることから、暫定再任用

制度についても業務量や責任に応じた賃金改善にむけ取り組みます。

【労働安全衛生の確立にむけた取り組み】

19. 労働災害を一掃にむけた取り組み

現業職場では死亡事故をはじめ、未だに多くの労働災害が発生しています。改めて、各単組で重大事故が発生した際は報告を求め、類似の再発防止にむけ、情報を共有します。あわせて、職場実態に応じた職場チェックリストにむけ、随時、各部会で見直ししていきます。

20. 安全衛生委員会の活用

労働安全衛生規則第23条では、毎月1回以上、安全委員会、衛生委員会の開催が明記されていますが、全ての自治体現場で遵守されていない実態となっています。職場では当局責任のもと委員会を開催し、現場実態に応じたリスクアセスメントを講じるなど、労働安全衛生委員会の活性化にむけ取り組みを進めます。

21. 現業職場から労働災害を一掃する職場集会

12月に取り組む「現業職場から労働災害を一掃する職場集会」については、現場実態に応じた職場チェックリストの作成や全国の労働災害の事例などを掲載するとともに、単組が取り組みやすく、効果的な開催方法を検討するなど、実効性の高い取り組みとなるよう検討していきます。

【現業・公企統一闘争の取り組み】

22. 全ての単組が結集する闘争

現業職場の最重要課題である人員確保にむけ、現業・公企統一闘争を年間闘争として取り組みを進めて以降、新規採用者数は増加傾向となっています。その一方で、現業・公企職員が配置されていない単組では十分な取り組みに至っておらず、全ての単組が結集する統一闘争にはなっていません。改めて、質の高い公共サービスの提供にむけ、現業・非現業が一体となって現業・公企統一闘争に取り組むことを再認識し、全単組が取り組む闘争をめざします。

23. 職場点検・職場オルグに基づいた要求書作成

現業・公企統一闘争では、春闘期から職場点検・職場オルグを実施し、要求書の作成にむけ取り組みを進めています。要求書を提出している単組の多くは、職場実態に基づいた要求書作成をしています。その一方で要求書の作成、提出すらできていない単組も多く存在します。

交渉サイクルのスタートである要求書の作成が職場課題の解決にむけての第一歩であることを再確認し、組合員の声を反映した要求書作成の取り組みを強化していきます。

24. 基準日への結集

統一闘争の意義は、全国の仲間が闘争に結集することにより、県内単組間での情報を共有化し、賃金・勤務労働条件の低位平準化を跳ね返すことで現業職場の課題解決に繋げることです。しかし、県本部によっては「単組まかせ」の実態も見受けられ、本部や県本部が設定した基準日に結集できていません。県本部では闘争委員会を設置し、闘争方針や妥結基準、単組支援など闘争の推進にむけた取り組みを進めるとともに、基準日では県本部の待機態勢のもと、単組の交渉状況を把握し、単組交渉支援を行うことで全単組が結集する闘争の構築にむけ取り組みます。

25. 協約締結権の行使

現業・公企統一闘争の集約結果において交渉した多くの単組では、妥結したものの、協約締結に至っておらず、またその理由の多くが組合側から求めているものであり、協約締結の重要性が十分に浸透していない状況です。統一闘争を取り組むにあたり、協約締結権を持つ現業労働者が先頭に立ち、権利を活用した交渉を行うで、統一闘争の底上げを図っていかねばなりません。単組では、協約締結権を確実に履行していくため、規約の点検・整備を行い、労使合意に至った事項については必ず協約化していく取り組みを強化し、当局に対し合意事項を確実に実施させていく必要があります。

【組織拡大の取り組み】

26. 組合加入への取り組み

労働組合の組織強化にむけては、新規採用者をはじめ、未加入者への組合加入の取り組みは重要です。また36協定の締結では、「事業所ごとの労働者過半数を代表する者」となるため、積極的な取り組みを進めていく必要があります。

27. 会計年度任用職員の組織化

現業職場では、多くの会計年度任用職員が業務を担っていますが、自治体によっては正規職員と同様の業務を行うものの、賃金・勤務労働条件が正規職員と比較し抑制されている実態が多く見受けられます。同じ職場で働く仲間の処遇改善にむけては、組織化をし、一緒に取り組みを進めていくことが必要不可欠です。あわせて現業職場で働く会計年度任用職員は、私たちと同様の協約

締結権が保障されているため、これからの現業運動には欠かすことのできない存在です。今後の取り組みを進めるにあたり、評議会に加入できるよう、規約の点検・整備を図るとともに、組織拡大オルグや拡大専門員と連携し、取り組みを進めます。

また、会計年度任用職員組織化推進委員会については、オルグを通じて組織化の推進を図るとともに、単組実情に応じた取り組みに活用できる事例集を作成しています。今後は、県本部・単組と日常的な連携を図るため、三役・常任委員において取り組みを強化していきます。

28. 委託労働者の組織化

質の高い公共サービスの確立にむけては、同じ公共サービスを担う委託労働者の仲間とともに取り組む必要があります。公契約条例や総合評価制度の導入など、委託労働者の処遇改善にむけ、官民一体となった取り組みが求められています。

【災害時等における対応】

29. 省庁・国会対策

頻発する自然災害での災害発災時や復興の対応をはじめ、さらに感染症の感染拡大時における業務を踏まえ、現業職員の重要性、必要性が再認識されつつあります。改めて、災害時などにおける対応については、地域や現場を熟知し、迅速に対応できる現業職員が欠かせない存在であることを認識させるため、省庁・国会対策を進めていきます。

30. 業務継続計画の充実

自然災害の発災時、自治体では迅速な対応を的確に行うことが求められていることを踏まえ、非常時に業務遂行を行う自治体職員の参集などを盛り込んだ業務継続計画が策定されています。今後は、現業職員の役割を明確化するなど、現場実態に応じた内容となるよう、業務継続計画の充実にむけ、取り組みます。

【第2号議案】現業労働者の取り組み（当面の闘争方針）（案）

【2023現業・公企統一闘争の推進】

1. 本部・県本部・単組はそれぞれ第1次闘争における取り組み状況の点検・把握や課題を洗い出すなど闘争の中間総括を行います。その上で、中間総括で出された成果や課題を踏まえ、第2次闘争においてすべての単組・組合員が結集する統一闘争にむけて取り組みを強化します。
2. 本部は、今後の取り組みの強化にむけ、「自治体現場力による質の高い公共サービスを実現する集会」を7月2日に東京で開催します。
3. 住民アピール行動をより一層取り組むため、県本部・単組が活用できる、現業職場の実態や課題、さらに私たちがめざす地域公共サービスなどを分かりやすくまとめた動画を作成します。

【組織強化・拡大の取り組み】

4. 県本部・単組は引き続き現業職場における組織拡大にむけ、加入説明会や学習会などへの参加呼びかけを通じて、新規採用職員や未加入者の組合加入に積極的に取り組みます。
本部は、6月1日を基準日に「新規採用者組織化状況調査」を実施し、各単組における新規採用者数や組織化状況を把握し、取り組みを進めます。
5. 県本部・単組は、引き続き現業職場で働く会計年度任用職員の組織化にむけ、現業評議会に加入できるよう、評議会規約の点検・整備の取り組みを進めます。
その上で本部は、「現業・会計年度任用職員組織化推進委員会」を7月に東京で開催し、オルグを通じて明らかになった課題や取り組み状況を共有したうえで事例集の作成、現業評議会における組織化の推進にむけ取り組みます。
6. 「新たな共済推進方針」に基づき、幹事会や会議・集会の場において共済の学習・説明の機会を設け、組合員へ伝え加入を勧める活動を強化します。
7. 現業職場では労働組合の役員の担い手不足などが大きな課題であることから、解決にむけ、広島県で第3回「担い手育成連続講座」を8月11日～12日にかけて開催します。

【政府予算要請】

8. 本部は、各職種別部会での議論を踏まえ、関係省庁に対し、2024年度予算要請行動に取り組みます。

【労働安全衛生活動の活性化】

9. 7月の自治労労働安全衛生月間を通じて県本部・単組は、労働安全衛生法などの法令遵守することはもとより、産業医を活用した職場点検を徹底させるなど安全衛生委員会の活性化をはかります。あわせて、感染防止対策をはじめ、熱中症対策など、時期や職場実態に応じた安全衛生対策が講じられるよう、安全衛生委員会や職場改善チェックリストを活用し、現業職場における労働災害の一掃にむけ、取り組みを強化します。

【職の確立にむけた取り組み】

10. 様々な現業職場における課題や少子・高齢化社会など変化する社会情勢に対応した先進的な事例などについて議論を行い、職の確立にむけた取り組みの前進を目的とした「第4回現業政策集会」を愛知県で7月22日～23日にかけて開催します。

【第3号議案】 その他・当面の日程について

- (1) 第2回担い手育成連続講座(WEB)
2023年5月14日(日) 12:00~16:00
- (2) 第164回中央委員会(WEB)
2023年5月25日(木) ~26日(金)
- (3) 現業政策集会第2回運営員会(WEB)
2023年5月27日(土) 10:00~12:00
- (4) 第5回学校用務員部会(WEB)
2023年5月27日(土) 13:00~17:00
- (5) 第4回県職現業部会(WEB)
2023年5月28日(日) 13:00~17:00
- (6) 職場改善にむけた学習会(WEB)
2023年5月29日(月) 18:00~20:00
- (7) 第4回一般現業部会(WEB)
2023年6月18日(日) 13:00~17:00
- (8) 第6回学校給食部会(WEB)
2023年6月25日(日) 13:00~17:00
- (9) 自治体現場力により質の高い公共サービスを実現する集会(WEB)
2023年7月2日(日) 13:00~16:00
- (10) 第4回現業政策集会
2023年7月22日(土) ~23日(日)
- (11) 第3回担い手育成連続講座
2023年8月11日(金) ~12日(土)
- (12) 2024年度第1回全国幹事会
2023年8月26日(土)
- (12) 2024-2025年度現業評議会総会
2023年8月27日(日)

第4回現業政策集会にかかわるイベントについて

下記日程で開催する政策集会について、これにかかわるイベントを下記の通り開催します。2. じちろう共済ブースのマイカー見積もりと、3. フードドライブについては事前準備が必要となりますので、周知をお願いします。

詳細については後日發文その2でお知らせします。

<政策集会概要>

日時

全体会 2023年7月22日(土) 13:00～17:00
分科会 7月23日(日) 9:30～15:00

場所 ※人数確定後分科会会場決定

全体会 「名古屋市公会堂」
名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番3号
分科会 「名古屋市公会堂」3会場
「名古屋国際会議場」2会場
名古屋市熱田区熱田西町1番1号

1. 現業フェア

政策集会前段7月22日(土) 10:00～12:00で、各自治体で行っている様々な業務内容や政策の取り組みを広く住民にアピールすることを目的に「現業フェア」を開催します。

「現業フェア」は、夏休み期間の子どもを中心とした参加者を対象に、パネル展示や楽しい体験を通して、私たち現業職員が行っている幅広い業務について周知するイベントです。

地域住民と子どもを対象とした体験ブースを各部会で出展します。現業政策集会参加者は、展示へのご参加をお願いします。

①展示

パッカー車の展示、パネル展等

②地域住民・子どもたちの体験ブース

浚渫した汚泥からできた土やサバンナ堆肥と種・苗の栽培セット配布、土嚢づくり体験、廃材工作、竹とんぼ作り、波佐見焼マグカップの絵付け、石膏型抜き干支作り

2. じちろう共済ブース

政策集会前段7月22日(土)政策集会開始前、名古屋市公会堂1階受付横の主催者控室において、共済制度の普及・拡大を目的に、「共済ブース」を開設します。「マイカー共済見積

もり企画」「保障相談」「防災・減災コーナー」を設置し、その中でも掛金の優位性を実感しやすいマイカー共済見積もり企画を軸に共済ブースの出展に取り組みます。あわせて、リスクへの備えとして、災害時の具体的な対応を紹介する防災・減災コーナーを設け、金銭面だけでない準備の必要性について啓発を図ります。

現業評議会でマイカー共済をより推進するため、各県1人以上のマイカー見積もりができるように、じちろうマイカー共済利を利用していない組合員へ周知をお願いします。事前登録で必要資料（個人情報、車検証・他保険証書）を提出し、集会共済ブースで見積もり結果をお返しする流れとします。また、この見積もりで安くなった総額を公表する予定です。

じちろうマイカー共済を利用していない組合員、その同居家族と未婚の別居の子が見積もりの対象となります。詳細については後日連携します。

3. フードドライブ

労働組合からSDGsを進めるため、「もったいない」を「ありがとう」へ変える食品ロスの活動として、現業政策集会に「フードドライブ」を開催します。集会参加者が、家庭や職場にある食べ物を持ち寄り、会場で集め、生活に困窮している過程や福祉施設等に提供します。

集めた食品は、連合愛知と取り組みを行っている認定NPO法人セカンドハーベスト名古屋と東三河フードバンクを通して各団体に提供します。

参加者への周知をお願いします。



受取ができない食品・飲料の条件

- 包装や外装が破損している
- 生鮮食品
- 瓶詰めの食品
- 賞味・消費期限が明記されていない
- 賞味期限**1ヶ月以内**
- アルコール飲料(但し、料理酒は除く)
- 包装や外装を他のものに移し替えているもの(お米は除く)
- 冷凍・冷蔵食品
- 開封済み



お持ちより頂きたい食品・飲料

- お米(玄米も可)
- 缶詰(肉、魚、果物など)
- インスタント・レトルト食品
- ギフトパック(お歳暮、お中元など)
- 乾物(パスタ、うどんなど)
- 飲料(ペットボトル飲料、缶ジュースなど)
- 嗜好品(コーヒーパック、お茶パックなど)
- 乳児用食品
- お菓子
- 調味料



現業評議会ニュース VOL.23

2023年度現業セミナー 取り組み事例を共有して 単組活動に繋げていこう



現業評議会は、11月27日に自治労会館で現業セミナーを開催し、378人が参加した。セミナーでは、各単組の新規採用の獲得や賃金改善の取り組み事例、また協約締結を踏まえた労働委員会に対する取り組みについて報告された。

主催者あいさつとして小迫議長は、現業職場の人員不足や現業職員の賃金抑制の課題に触れ、諦めることなく取り組む重要性を訴えた。

（取り組みの決意を述べる小迫議長）

新規採用の取り組みでは前橋市役所職員労働組合の多田正次さんから、住民アピール行動として「市役所現場で働く人たち展」を開催して地域住民と信頼・協力関係の構築にむけた取り組みについて述べ、あわせて組織内議員と連携し、団体交渉で粘り強く交渉を積み重ね、新規採用を勝ち取った報告がされた。

賃金改善では、昇給抑制年齢の55歳から57歳に引き上げた報告を東京清掃労働組合の多田修一郎さん、あらたに5級を創設した取り組みについて高萩市役所職員組合の赤津誠二さんから報告がされた。

労働協約の重要性では、竹原市職員労働組合の岡啓介さんから、賃金カット提案が労使合意することなく交渉が打ち切られたため、労働委員会に救済申し立てを行い、その闘争経過について報告し、評議会の規約整備と協約の重要性を訴えた。



上左：前橋市職の多田正次さん
上右：高萩市職の赤津誠二さん

4単組から事例報告

下左：竹原市職の岡啓介さん
下右：東京清掃の多田修一郎さん



左：会場で報告を聞く参加者

現業評議会ニュース VOL.23-2

第2回全国幹事会 2022総括を踏まえ 2023現業・公企統一闘争の推進を

現業評議会は、12月10日から11日にかけてプラザエフにて第2回全国幹事会を開催し、傍聴者を含め、64人が参加した。

2日間での開催は3年ぶりであり、1日目はこの間の経過、現業・公企統一闘争の総括や次年度にむけた推進案などの議論を行い、2日目は地方財政や共済推進運動の推進にむけた講演を行った。

経過報告や協議事項では、のべ13人からの質疑があり、県本部での取り組み報告や議案の補強など活発な議論が行われた。最後に全国幹事会のまとめとして、小迫議長から現業職員の取り巻く状況は厳しいが、統一闘争で諦めずに取り組みを進めていくことが重要であること、闘争を通じて組織強化に繋がり、そのことが現状を打破する契機となることを述べ、各単組・各県本部での取り組みの強化を訴えた。



地財分析し交渉強化を

2日目の講演①では地方自治総合研究所の其田茂樹さんを講師に招いて「地方財政を知る」をテーマに講演が行われた。其田さんは地方財政と企業の違いとして、量出制入（財政）と量入制出（企業）を挙げた。地方財政は「提供すべき公共サービスを先に示したうえで、それにふさわしい税負担をお願いするという量出制入が財政の基本」との考え方を述べ、その上で自分の自治体の決算カードで費用の推移を把握すれば、交渉時の判断材料となると説明し、公演を終了した。



(地方財政を説明する其田さん)

共済を活用して豊かな生活を

講演②ではファイナンシャルプランナーの中島智美さんから「人生100年時代に必要な知識とお金の話」として講演が行われ、中島さんは、人生の三大資金について触れ、支出の多い「保険」を見直すことが重要と述べた。そのうえで「じちろう共済」には多くの制度があり、上手に活用していくことが重要と述べた。



(生活のお金を述べる中島さん)

現業評議会ニュース VOL.24

現業評議会 組合員の力を集め、誰もが幸せになる生活をめざして

謹賀新年



現業評議会議長
小迫 敏宏



自治労に結集する全国の現業組合員のみなさん、新年あけましておめでとうございます。さて、現業労働者を取り巻く情勢は非常に厳しく、現業職場の民間委託化や非正規職員化が強硬に押し進められていることに加え、賃金抑制にも歯止めがかからない状況が続いています。

このような情勢において、現業・公企統一闘争を通年闘争として取り組みをスタートして5年が経過をしました。2022現業・公企統一闘争の取り組みを行なった単組では、数十年ぶりの新規採用の確認や賃金の運用改善を勝ち取るなど多くの成果が報告されています。今こそ、自治労に集うすべての単組・組合員の総結集により、自治体現場力の回復による質の高い公共サービスを実現しようではありませんか。改めて、全国の仲間の皆様のご奮闘をお願いし、新年のご挨拶とさせていただきます。ともに闘いましょう。

各職種で課題を共有 (5部会)

現業評議会では、1月から3月にかけて各部会を開催する。各部会では、2024年度の省庁要請項目や次年度の方針などを議論していく予定。また、地連報告では各現場の課題や先進的な事例を共有していく。



「動画まとめ」を作成

現業評議会では、2022年度から現業セミナーや第8回組織集会の講演などの動画を「現業評議会 動画まとめ」のサイトを作成しています。動画は講演や報告者ごとに分けています。ぜひ、取り組み強化に向け周知・ご活用をお願いします。

携帯カメラなどでサイトに移るができます。また、自治労の情報文書で2022年6月27日に発信しています。



現業評議会ニュース VOL.25

現場からの取り組みを通じて 第4回現業政策集会 職場の活性化を

現業評議会は、1月29日に「第4回現業政策集会」の開催に向け、第1回運営委員会を開催した。運営委員は三役・常任委員をはじめ、各部会から3人の運営委員を選出。運営委員会では開催日や会場をはじめ、分科会を各部会で行うことを確認した。分科会内容は、部会選出の運営委員を中心に議論が行われ、分科会の内容の概要について確認した。また、全体会では講師に、難病を克服しオリンピックでメダルを獲得した競泳選手の星奈津美さんを招き、あきらめずに挑戦し続けることの大切さをテーマに講演を行います。

対面を基本とした集会開催となりますので、多くの参加をお待ちしています。

第4回現業政策集会	分科会	タイトル
(1) 全体会 2023年7月22日(土) 13:00~17:30 開催場所 「名古屋市公会堂」	清掃	全国の清掃現場の仲間に学ぶ ～次世代の廃棄政を担っていくために～
(2) 分科会 2023年7月23日(日) 9:30~15:00 開催場所 「名古屋国際会議場」 「名古屋市公会堂」	学校給食	子どもたちの未来を創るおしごと、 それが学校給食!! ～調理員としての原点に戻り、 子どもたちに笑顔を届ける～
分科会概要は右の表の通り	学校 用務員	学校職場（学校用務員職場）から取り組むSDGs ～子どもたちの未来を創造する学校環境整備～
	県職現業	未来に繋ぐ我々の技術継承 ～全職種で採用を！～
	一般現業	知れば簡単！せいさく(政策)の“トリセツ” ～～政策今昔物語～～

国土交通省に現場の必要性を訴える

吉村現業局長は1月19日に組織内議員の鬼木まこと参議院議員（国土交通委員会所属）に対し、自治体における道路行政の実態と課題を訴え、改善を求めた。その後、鬼木議員とともに国土交通省に対しても同様の改善を訴えた。

吉村局長は、民間委託が推し進められたことにより、自治体の道路行政の人員が削減されていることにふれ、「インフラの老朽化が進み、早急な対策が求められる中、日常の点検・整備が重要である。道路行政の体制が縮小し、災害発生時の対応では遅れに繋がるとともに、通常の維持修繕業務においても支障をきたす恐れがある。

道路法42条を踏まえ、日常から適切に維持・修繕業務をはじめ、災害時では発災直後の道路啓開、その後の復旧にむけた対応など、道路管理者としての自治体責任を果たすための体制の維持・拡充が必要」と現場課題を訴えた。今後も引き続き、国会での答弁を引き出すため、取り組みを進めていく。



（鬼木事務所にて国土交通省に改善を求めた）

現業評議会ニュース VOL.25-2

第2回清掃部会 全国の取り組みを共有 京都市の「移動式拠点回収」を視察

清掃部会は1月27日から28日にかけて京都市内で清掃部会を開催し、京都市の「移動式拠点回収事業」を視察した。

「移動式拠点回収事業」とは、「ごみは資源、可能な限りリサイクル」の考えのもと、職員が公園などの住民の身近な場所に行き、蛍光灯や乾電池などの資源物を回収する取り組み。学区ごとで開催され、地域と調整のうえで、開催場所や実施日などを決定している。現場を熟知している現業職員だからこそ、行うことができる地域公共サービスの提供。

当日の開催場所は寺院の駐車場で行われ、雪が降る悪天候であったが、多くの住民から様々な資源物が持ちこまれた。現業職員が住民一人ひとりに対し丁寧な説明を行い、持ち込まれた資源物の分別を行った。あわせて京都市で4月から導入されるプラ促進法についての新たな分別の周知や説明が丁寧に行われていた。



写真上・下（住民が持ってきた資源物を分別）



写真上（当日は陶器リユースも行われた）
写真下（プラ促進法について説明が行われた）



視察した幹事の感想

視察した幹事は担当職員に様々な疑問点を聞くなど、事業内容に対する理解を深めた。

視察後、幹事からは「分別が十分に理解していない住民でも、安心して分別できるし、現場で働く現業職員だからこそ、できる業務と感じた。自分の自治体でも実施していきたい」などの感想や、また別の幹事からは「今後、地域の高齢化が進む中でも住民が便利で安心して利用することができる。また、住民とふれ合うことによって、ごみ減量などの廃棄物施策の理解を得るきっかけにもなり、広く行政として必要な業務だと感じました。全国標準になってほしい」との意見が出された。

現業評議会ニュース VOL.26

第1回 現地で学んだことを活かし 担い手育成連続講座 今後の取り組みへ

現業評議会は、2月25日から26日にかけて福島県内で担い手育成講座を開催した。この講座は、現場課題の解決にむけ、運動の継承が重要であることから、全国から27人の次代の担い手が集まり、8月までに3回の講座を行う予定。第1回は、現業労働者の権利などの講座やグループワークによる要求書作成と模擬団交、さらに福島県本部鈴木副執行委員長を講師に招き、震災復興の取り組みをテーマにした講演を行った。また、伝承館などの施設見学、移動中のバスでは帰宅困難区域の実態に触れ、福島県本部から説明を受けた。



グループワークで課題について話し合った



要求書をもとに小迫議長を当局役に模擬団交を実施

1日目は、グループワークで現場の課題を話し合い、要求書を作成。各グループ発表後には、小迫議長を当局役にし、模擬団交を実施した。模擬団交では要求内容に対し小迫議長が論点をずらすなどの回答をし、参加者は戸惑いをみせたが、現場の課題をしっかりと伝えた。また模擬団交終了後、小迫議長は、これらの対処方法などの解説を行い、特に当局に対し、根拠となる資料の提示を求めることが重要と語った。

参加者からは、模擬団交中は焦ってしまい、当局の提案に対し、指摘できなかったが、解説を聞いて、今後、単組で実施する際は、気を付けていくなどの感想が述べられた。



2日目は、自治労の復興支援をテーマに、福島県本部鈴木副委員長から当時の状況についての講演を受けた。鈴木副委員長は、震災当時の状況について触れ、特にメディアでは報道されていない実態も述べた。その中で、復興にむけて取り組むにあたり、全国の仲間が福島県に支援に来ていただいたことは、自治労としての横のつながりの大切さなどを訴えた。

講演後には、東日本大震災・原子力災害伝承館を視察し、原子力災害を中心とした展示や語り部を通じて、震災時の状況や課題について学んだ。



当時の状況を語る鈴木副委員長



伝承館で語り部から説明を受けた

調理員の意見が反映された施設で 美味しく食べてもらえる取り組みを

2月10日から11日にかけて開催した自治労現業評議会の給食部会幹事会の前段に、先進的な取り組みを行っている読谷村の給食調理場を視察した。

視察した読谷村給食センターでは、建て替えと大規模改修が行われた際に、給食を安全に美味しく提供するため、設計段階から調理員の意見を取り入れた施設となっている。

具体的に取り入れられたこととして、窯が鍋底まで洗いやすいように360度に回転する、ホースを延ばさなくて済むよう窯ごとに水道管を設置、作業しやすいよう各調理器具とのスペースを確保、蛇口から塩素水が出るなど、調理員が働きやすい環境が整えられている。

また調理員は、子どもたちに美味しく楽しく食べてもらうために、本に登場するメニューを給食として提供し、本を読んでもらうと同時に給食も楽しめる取り組みを行っている。さらに、プロ野球やJリーグのチームがキャンプ地として読谷村を訪れることから、チームのご当地メニューを作るとともに、プロ選手による配膳やインタビューを実施し、好き嫌いをせずに食べることの大切さを子どもたちに発信している。



写真上（当日は中学校の給食バイキングのため、果物はきれいにカット、盛り付けされた）
写真下（読谷村の取り組みを説明する喜名さん）



現業職場の課題を 総務大臣に質疑

2月20日の衆議院予算委員会において、松本総務大臣に対し、野間健衆議院議員が、現業職場の人員不足や安易な民間委託の実態などの課題について質疑をした。2月16日に自治労吉村現業局長が職場の課題について野間議員に伝え、これを受けて質疑がされたもの。

予算委員会では、この間の退職不補充や民間委託により現業職員が減少し、地域実情に応じた公共サービスが危機的な状況に陥っている実態、また民間委託によって生じた課題について松本総務大臣に総務省の見解を質した。

大臣からは「自治体による議会の判断のもとで実施されている認識であり、指摘の問題点は改めて伺う」と述べた。

さらに野間議員は「この間、政府が推し進めてきた民間委託をはじめとする行政改革を総括すべき」「人件費の算定基礎についても配慮すべき」と訴えた。

これに対し、松本大臣は「自治体の財政需要にしっかり応えていきたい」との答弁に留まった。

現業評議会は、4月に総務省への要請行動を実施するなど、これらの課題に対し、取り組みを進め、現業職場の課題解決にむけ取り組みを進めてく。

現業評議会ニュース VOL.27



**現業・公企
統一闘争**

現業職場の課題解決にむけ 総務省要請行動を実施

現業評議会は、現業・公企統一闘争の取り組みの一環として、4月14日に総務省要請行動を行い、総務省に対し、以下の4項目について要請した。①人員確保にむけた十分な予算確保と採用に対する自治体判断を尊重すること、②賃金センサスの活用を促す助言はしないこと、③民間委託導入後の公共サービスの水準や財政などの現状と課題を十分に検証・検討すること、④定年引き上げに伴う対応については自治体判断を尊重すること。

4項目の要請に対し、総務省は、①行政課題に的確に対応できるよう、地域の実情を踏まえつつ、技能労務職員を含め、適正な人員配置に取り組むことが重要、②給与に関する情報の開示を進めながら、住民の理解と納得が得られる適正な給与とすることが重要、③自治体に対しては、民間委託に取り組むにあたり、行政としての責任を果たしうよう、適切に評価・管理を行うことができる措置を講じるよう助言通知してきた、④必要な準備行為が計画的に実施されるよう、運用通知等の発出、質疑応答集の拡充、条例例の提供等を行い、引き続き、必要に応じて助言等を行う、などの考え方について示した。

総務省の回答を受け、改めて三役・常任委員から現場実態を訴え、総務省に課題解決にむけた対策を要請した。

(要請の詳細は第3回全国幹事会の資料に掲載予定)



要請書を手交する小迫議長（写真左）

組織内・政策協力議員にも要請

総務省要請後には議員要請行動を実施し、自治労組織内議員、政策協力議員に現場の課題を訴えた。



鬼木議員に現場の課題を訴える三役・常任委員

現業・公企統一闘争の さらなる推進にむけ

現業職場の課題解決にむけ、現業・公企統一闘争に取り組むにあたり、単組や職場で活用できる手引きを作成した。

さらに今年度は、「現業労働者の権利を活用した取り組みを」と題して、現業労働者に保障されている権利などについて、関係する法律などに触れながら解説したうえで、これからの取り組みに活用できるデータを作成し、県本部に配信した。現業職場における人員確保をはじめ、あらゆる課題の前進にむけ、昨年作成した動画などとあわせてこれらを活用し、現場や単組での取り組みの推進をお願いします。

「現業評議会 動画まとめ」の活用を

現業評議会では、2021年11月に開催した現業セミナー以降の集会や講演をはじめ、現業・公企統一闘争推進動画、国会質疑などの動画をいつでも視聴できるように「現業評議会 動画まとめ」のサイトを作成しています。

県本部や単組での学習会に使用したり、気になる箇所だけをチェックするなど、様々な場面で利用可能です。QRコードからサイトに移動します。

取り組みの強化にむけ、是非とも周知と活用をお願いします。



現業評議会ニュース VOL.27-2

一般現業部会（保育調理）

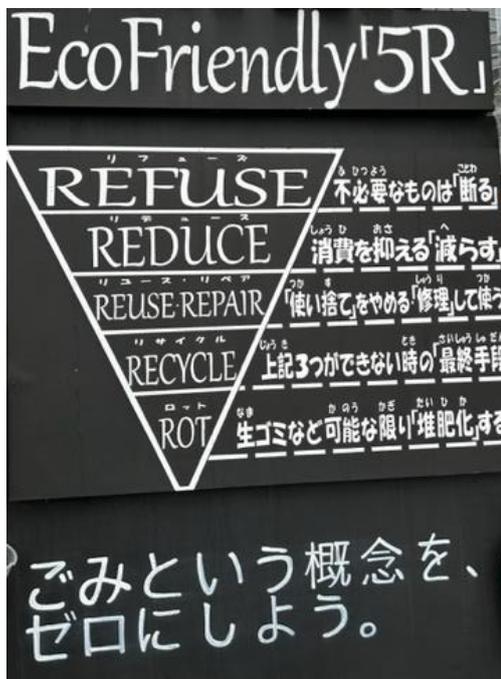
安全で美味しい保育給食にむけ

現業評議会は、3月16日に吉田忠智事務所にて、内閣府 子ども・子育て本部と厚生労働省に対し、保育調理現場における課題について、意見交換を行った。あわせて、岸まきこ参議院議員に保育調理現場の実態を訴えた。

貫名透一般現業部会長は、保育調理現場に課題について①給食調理員の配置基準の見直し、②「保育所等整備交付金」の運用の拡充、③医療ケアの必要な子どもの受け入れに対する予算措置の拡充、④物価高による対応、⑤用務員や事務員の要員確保にむけた予算措置、の計5項目について、現場実態の状況を踏まえ、必要な予算措置などを求めた。

これらの課題に対し、内閣府と厚生労働省は現場の課題として受け止めつつ、現時点での考え方を示した。現業評議会では課題解決にむけ、今後も引き続き、関係省庁に対し要請行動を実施していく予定。

写真右上（内閣府・厚生労働省に現場課題を訴える）
写真右下（岸議員と保育調理課題について意見交換）



座間市の取り組みを学ぶ

収集業務でタブレット端末の使用や啓発活動に取り組みを進めている座間市の取り組みを学ぶため、清掃部会幹事が現場を視察した。座間市では、タブレットを使用し、収集業務の効率化を図り、新たな資源ごみの回収を行うとともに、住民に対して環境への啓発活動を強化している。特に啓発活動については、これからの未来にむけ、何を行うべきかを子どもたちと一緒に楽しく学び、住民を巻き込む取り組みが必要との考えのもと、組合員が様々な活動に取り組んでいる。

保育園などを中心に環境をテーマにした紙芝居や子供服のリサイクル、地域のイベントでは、段ボール迷路や分別をテーマにしたゲームを実施するなど、住民を巻き込んだ取り組みを実践している。

参加した幹事からは、収集業務についての詳細な対応や、啓発活動の内容について、座間市の組合員と活発な意見交換を行った。

また高座クリーンセンターも視察し、処理方法について学んだ。

写真左上
（事業所玄関に設置されている看板）

写真右
（様々な啓発活動の内容について学ぶ）

写真左下
（事業所内では子どもからの手紙が多く張られていた）



<MEMO>



2022 現業・公企統一闘争の推進動画を活用しよう！



①



②



①現業・公企職員(会計年度任用職員を含む)が直営で配置されている単組用

②現業・公企職員(会計年度任用職員を含む)が直営で配置されていない単組用